

八王子市議会 初の『議会報告会』に 参加しました!

2014年11月19日(水)開会30分前に会場に到着。会場の一角(関係者席)には、すでに5~6人の議員の方々がいた。最前列に席を取る。続々と議員が集まってくる。その際、すでに着席して私たちへの議員の言葉が、「ようこそ、いらっしやいました!」だ。「うーむ、なんだか、うれしいなあ!」

「まだ参加者すくないなあ…この辺りの席だけがやけに目立ってるぞ!!」とは、議員の声。しかしその心配も杞憂に終わる。平日の夜にも関わらずその後、続々と市民が…なんと130人。19時ちょうどに開会。開会の挨拶は議会運営委員長、主催者の挨拶は八王子市議会議長、進行について担当の議員からの説明があった。この間、わずか5分。19時05分、いよいよ八王子市議会議会初の議会報告会が始まる。



八王子市議会基本条例

八王子市は、市域の三方を高尾山・駒馬山群峰に囲まれる山々や丘陵に囲まれ、多摩川が市内を流れるなど、豊かな自然に恵まれた土地を有している。大正6年の市制施行以来、数回の市町村合併を経て、丘陵地、市街地、ニュータウンなど様々な生活圏が存在し、市民一人ひとりが多様な生活スタイルを享受している。

地方分権推進政策を踏まえ、八王子市議会にはこれまで未曾有の歴史的使命に背負われ、本市の特性である多様な生活圏を踏まえ、市民の生活に寄り添い、より一層積極的な役割を果たすことが求められている。

議会が地方公共団体の最高意思決定機関であることを踏まえ、二院制の下での議会の役割は、市議会としての執行権限・監督権限をもち、事務の執行の監督を行うとともに、積極的な政策立案・中核都市の推進を行うこと、市民の生活及び市の発展に寄与すること、市長選挙を支援し、地方公共団体の自主性・自立性を拡大させる中で、地方自治の本質に基いたる八王子市を築くこと、議会の果たすべき役割の重要性を踏まえて、このよき役割を果たすため、八王子市議会基本条例を制定する。

主 催：八王子市議会・議会運営委員会
平成26年11月19日 クリエイトホール5階ホール

平成26年度 八王子市議会 議会報告会

- 「プログラム」
- 19:00 ◆開会 あいさつ
議会運営委員長 五間 浩
 - ◆主催者 あいさつ
八王子市議会議長 小林信夫
 - ◆進行についての全体説明
司会 議会運営委員長 鈴木均史
 - ◆報告
①「中核都市移行に向けた議会の取り組み」
中核都市移行調査特別委員長 塚本秀誠
②「議会基本条例制定に関する活動報告」
(元) 議会基本条例制定特別委員長 伊藤裕司
 - ◆休憩
会場にて報告に対する質問記入票を集めます。
ひとつの質問につき1枚の用紙をお使いください。
 - ◆質疑応答
質問に対する回答
 - 20:30 ◆閉会 あいさつ
八王子市議会副議長 福安 徹

【議員の活動報告】

第3条 議員は、市民の代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- ① 市政の課題について、市民の意見を的確に把握するよう努めること。
- ② 法令を遵守し、身内の利害の向上に努め、政策立案及び積極的な市民参加の推進に努めること。
- ③ 議会が自治体の中心となる議事研究活動を行うこと、議員の自主的な自由な討論を旨とし、積極的な発言を行うこと。
- ④ 市民福祉の増進を目指して活動すること。

第2章 市民との関係

【市民参加及び意見の聴取】

第4条 議員は、議会活動への市民参加の機会をを広げ、市民の多様な意見を把握するため、必要に応じて次に掲げる手法を用いるものとする。

- ① 議会の活動を市民へ発信し、意見を交換する機会を創出すること。
- ② 市民による意見聴取として、座談会等を実施すること。
- ③ パブリックコメント、アンケート調査等を実施すること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めるとき。

【情報発信及び広報活動】

第5条 議員は、市民に対する議会活動の周知を図り、議会活動に関する情報公開を促進するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- ① 本会議及び常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会(以下「委員会」という。)を開催公開すること。
- ② 議会が保有する各データを原則公開すること。
- ③ 議会広報、ホームページ等、多様な手法を用いて広報活動の充実を図ること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めるとき。

第6章 市長との関係

【議会の形成・議案の提出請求】

第6条 議員は、市長が提案する基本的な政策等に対し必要に応じてその形成過程の説明を求めることができ、市長は、前条の説明の求めに対し、適やかに対応するものとする。

【議員の職務】

第7条 議員及び委員は、地方自治法(昭和22年法律第167号)第2条の規定に基づき、別に条例で定

議題は、①中核都市移行に向けた議会の取り組み②議会基本条例制定に関する活動報告の2点だ。

①中核都市については石森市長の選挙公約だったそうだ。中核都市への移行は、市と議会が申し出、国が許可をする。市の事務権限を強力にするもの。八王子市議会としては平成24年10月特別委員会を設置し、その後9回にわたる委員会を開催し平成27年4月に移行することを決定。東京都が行っている福祉・都市計画・環境分野などの事務権限の一部を八王子市で行うことになる。パンフレットを使いながらの説明。移譲される事務は1222件。条例づくりやルールづくりを行う中、市民参加の機会も増えるとの説明だった。

②議会基本条例については、平成18年(2006年)の北海道栗山町の条例化が発端となったという。現在全国では500以上の自治体が条例化しているという。

八王子市議会としては「本会議のインターネット中継」や「八王子政治倫理条例制定」等の議会改革を行ってきた。加速させたのは、平成23年6月の議長選挙の際、公約として議会基本条例の制定を掲げた議長が誕生し、その後の議長もまた、引き続き議長選挙の公約に掲げ、最終的に全会一致で実現したとのこと。八王子市議会基本条例第1章 総則(目的)や、第2章 市民との関係(市民参加及び意見の把握)第4条の(1) 議会の活動を市民へ報告し、意見を交換する機会を設けること。や、第3章 市長等との関係(質疑及び質問の方式)第7条 本会議及び委員会における質疑及び質問は一問一答方式をはじめとした多様な形式をとることができる。等々、条例の具体的説明を聞く。

休憩をはさみ、参加者からメモでの質問や意見を集めた。

休憩後それぞれ関連する委員会の委員長・市議会議長・議会運営委員長が登壇。質問や意見に対し、議会の総意として説明をする。

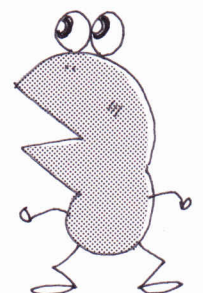
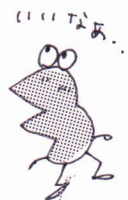
「中核都市になるにあたり、職員の数はどうなる?その財源は?」の質問には「職員は65人の増」「財源は地方交付税の37億円」とのこと。また、「大規模開発が進むのでは?」に対しては「市内に詳しい職員が担当することにより、よりきめ細やかに、迅速に対応できる」と。

議会基本条例については「どうせ栗山町のまねだろう」とか「条例第2条の、市長その他の執行機関の事務の執行について監視することとあるが、チェックできるような能力のある議員は半分もいない!どうやって監視するのか?」といった質問に対しても、「よいことはどんどん取り入れればいい!」「議員は市民に選ばれている。その議員の能力を云々するような能力は持ってはいない。ただ議員は責任と義務と努力し続けることが大事」といった市議会の小林議長の発言に思わず拍手!!

「議員の個人的意見ではなく、議会の総意としての説明に、結論の重みを感じる」「議会の品位を感じた!」「百聞は一見にしかず…というが、一つ一つの質問に丁寧に答える議員の姿に感動。参加してよかった!何より全会一致で条例化したのはえらい!!」とは、草の根の参加者の感想。

それにひきかえ、『議会改革度ナンバー1』のまちって、どこだったっけ! 去年の12月、「議会報告会の開催を選挙公約に!」という提案を、みんなで無視したまちってどこだったっけ!!

いいなあ 八王子市議会は!!!



町田市政を考える会草の根ホームページ
<http://www.machida-kusanone.com/index.htm>